

議案第 6 号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例（平成 1 5 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表占用物件の欄中「第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設」を「第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設」に、「同条第 3 号に掲げる工事用材料の置場」を「同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場」に、「第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物」を「第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物」に、「同条第 5 号に掲げる仮設収容施設」を「同条第 7 号に掲げる仮設収容施設」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
略	略		略	略	
	略	略		略	略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	略	略	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の置場	略	略
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	略	略	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設	略	略
備考 略			備考 略		
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>					